

令和7年加美町議会第2回臨時会会議録第1号

令和7年3月28日（金曜日）

出席議員（15名）

1 番	尾 出 弘 子 君	2 番	佐々木 弘 毅 君
4 番	味 上 庄一郎 君	5 番	早 坂 伊佐雄 君
6 番	高 橋 聡 輔 君	7 番	三 浦 又 英 君
8 番	伊 藤 由 子 君	9 番	木 村 哲 夫 君
10 番	三 浦 英 典 君	11 番	沼 田 雄 哉 君
12 番	一 條 寛 君	13 番	伊 藤 信 行 君
14 番	佐 藤 善 一 君	15 番	米 木 正 二 君
16 番	伊 藤 淳 君	17 番	早 坂 忠 幸 君

欠席議員（1名）

3 番 柳 川 文 俊 君

説明のため出席した者

町 長	石 山 敬 貴 君
副 町 長	千 葉 伸 君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐々木 実 君
企画財政課長	内 海 茂 君
行政経営推進課長 兼新庁舎整備室長	庄 司 一 彦 君
ひと・しごと推進課長	橋 本 幸 文 君
町 民 課 長	伊 藤 一 衛 君
地球温暖化対策室長	早 坂 卓 君
税 務 課 長	猪 股 良 幸 君
農 林 課 長	尾 形 一 浩 君
農業振興対策室長	我孫子 裕 二 君
森林整備対策室長	後 藤 勉 君

商 工 観 光 課 長	阿 部 正 志 君
建 設 課 長	村 山 昭 博 君
保 健 福 祉 課 長	森 田 和 紀 君
地域包括支援センター所長	川 熊 裕 二 君
こ ども 家 庭 課 長	鎌 田 征 君
上 下 水 道 課 長	塩 田 雅 史 君
会計管理者兼会計課長	相 澤 栄 悦 君
小 野 田 支 所 長	齋 藤 純 君
宮 崎 支 所 長	鎌 田 裕 之 君
総 務 課 課 長 補 佐	内 出 泰 照 君
教 育 長	鎌 田 稔 君
教 育 総 務 課 長	遠 藤 伸 一 君
生 涯 学 習 課 長	浅 野 仁 君
農業委員会事務局長	佐 藤 登志子 君
代 表 監 査 委 員	田 中 正 志 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	青 木 成 義 君
次長兼議事調査係長	尾 形 智 弘 君
主 幹 兼 総 務 係 長	渡 邊 和 美 君
主 事	今 野 寿 弥 君

議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和6年度加美町
一般会計補正予算（第13号））

第 4 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（令和6年度加美町
国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号））

- 第 5 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度加美町
介護保険特別会計補正予算（第 5 号））
- 第 6 議案第 4 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 4 9 号 加美町行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について
- 第 8 議案第 5 0 号 加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
改正について
- 第 9 議案第 5 1 号 加美町特別職給料等審議会条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 5 2 号 加美町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 5 3 号 加美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 5 4 号 加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置
事業との調和に関する条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 5 5 号 加美郡介護認定審査会の共同設置に関する規約の変更
について
- 第 1 4 議案第 5 6 号 加美郡障害支援区分認定審査会の共同設置に関する規約
の変更について
- 第 1 5 議案第 5 7 号 加美町総合計画基本構想及び基本計画の策定について
- 第 1 6 議案第 5 8 号 新町建設計画の変更について
- 第 1 7 議案第 5 9 号 令和 6 年度加美町一般会計補正予算（第 1 4 号）
- 第 1 8 議案第 6 0 号 令和 6 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 9 議案第 6 1 号 令和 6 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 0 議案第 6 2 号 令和 6 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）
- 第 2 1 議案第 6 3 号 令和 6 年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 1 まで

午前 11 時 00 分 開会・開議

○議長（早坂忠幸君） みなさん、本日は大変ご苦労様です。

ただいまの出席議員は 16 名であります。3 番、柳川文俊君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより令和 7 年加美町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 123 条の規定により、6 番高橋聡輔君、7 番三浦又英君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（早坂忠幸君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、本日 1 日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定いたしました。

日程第 3 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度加美町一般会計補正予算（第 13 号））

○議長（早坂忠幸君） 日程第 3、承認第 1 号、専決処分した事件の承認について（令和 6 年度加美町一般会計補正予算（第 13 号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 承認第 1 号、専決処分した事件の承認について（令和 6 年度加美町一般会計補正予算（第 13 号））についてご説明申し上げます。

本件は、一般会計歳出予算において、早急に予算措置しなければならない案件がございましたので、地方自治法第 179 条に基づき、既定予算に歳入・歳出それぞれ 43 万円を追加し、歳入・歳出それぞれ 143 億 6,488 万 1,000 円とする補正予算の専決処分を行ったものであります。

歳入の主なものについては、財産収入として基金利子 43 万円増であります。歳出の主なものについては、衛生費で油流出対応業務委託料 1,325 万 6,000 円増、土木費で除排雪委託料 1,677 万 6,000 円増などのほか、予備費を減額するものでございます。

よろしく御審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7 番、三浦又英君。

○7 番（三浦又英君） 質問させてください。8 ページ。先ほどの町長が説明しておりましたが、公害対策費の油流出委託料含めてですが、1,700 万 8,000 円ということの一般財源化の予算化されております。特に財源内訳については、一般財源ということなんですが、これ、この事業については、あくまでも一般財源で対応するのか、併せまして、今、原因究明に業務をされていると思うんですが、仮にも流出の箇所が分かった場合、その辺についての考えをまずお聞きます。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。

三浦議員から、この財源についてご質問いただきました。今、原因を探るべく、いろいろ町の方でも、さらには隣接する事業者の方でもやっているところでございますが、結果的に、原因者が分かれば、これまでかかっていた負担というものの相当額を弁済していただく考えであります。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7 番（三浦又英君） はい、分かりました。それでですね、今回補正ということで、額を示しておりますが、今後も追加という可能性はあるのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。

今回この専決であげさせていただきました内容のちょっとだけご説明をさせていただきます。委託料の方なんですけれども、こちら、実際にですね、1,325 万円ほど計上させていただいておりますが、実際に使った内容といいますか、1 つは油の除去作業で 120 万円ほど使っております。また、あそこの田んぼを 6 カ所ほど掘削して、当初はその掘削した土をですね、全部廃棄処分等々を考えて計上した金額でございますが、実際にはその土の埋め戻しを一度していますので、実際にかかった金額は 70 万円程度であります。ですから、その委託料で支出している

のが 200 万円くらい、あと今後考えられるのが油を回収したやつの廃棄処分、そっちの関係でまだ若干お金がかかる見通しでございます。

なお、本日のこの次にあります補正予算でも、油の吸着するための資材等々が今もう全くない状況であります。今回のこの次の補正予算でも、その資材分、需用費分ですね、計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、承認第 1 号、専決処分した事件の承認について（令和 6 年度加美町一般会計補正予算（第 13 号））の採決を行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、承認第 1 号専決処分した事件の承認について（令和 6 年度加美町一般会計補正予算（第 13 号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 4 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号））

○議長（早坂忠幸君） 日程第 4、承認第 2 号専決処分した事件の承認について（令和 6 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号））を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 承認第 2 号、専決処分した事件の承認について（令和 6 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号））について、ご説明申し上げます。

本件は、国民健康保険事業特別会計補正予算において、早急に予算措置をしなければならない案件がございましたので、地方自治法第 179 条に基づき、既定予算に歳入・歳出それぞれ 4 万 3,000 円を追加し、歳入・歳出それぞれ 28 億 90 万円とする補正予算の専決処分を行ったものであります。

歳入の主なものについては、財産収入として基金利子 4 万 3,000 円増であります。

歳出の主なものについては、基金積立金で国民健康保険・財政調整基金積立金 4 万 3,000 円増であります。

よろしく御審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、承認第 2 号、専決処分した事件の承認について（令和 6 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号））の採決を行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第 2 号、専決処分した事件の承認について、令和 6 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 5 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度加美町 介護保険特別会計補正予算（第 5 号））

○議長（早坂忠幸君） 日程第 5、承認第 3 号専決処分した事件の承認について（令和 6 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 5 号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 承認第 3 号、専決処分した事件の承認について（令和 6 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 5 号））について、ご説明申し上げます。

本件は、介護保険特別会計歳出予算において、早急に予算措置しなければならない案件がございましたので、地方自治法第 179 条に基づき、既定予算に歳入・歳出それぞれ 3 万 2,000 円を追加し、歳入・歳出それぞれ 33 億 4,975 万 9,000 円とする補正予算の専決処分を行ったものであります。

歳入の主なものについては、財産収入として基金利子 3 万 2,000 円増であります。

歳出の主なものについては、基金積立金で介護給付費準備基金積立金 3 万 2,000 円増であります。

よろしく御審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、承認第 3 号、専決処分した事件の承認について（令和 6 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第 3 号、専決処分した事件の承認について、令和 6 年度加美町介護保険特別会計補正予算第 5 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 6 議案第 48 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（早坂忠幸君） 日程第 6、議案第 48 号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う、関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 48 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う、関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案件は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これに変えて、新たに拘禁刑が創設されることから、関係条例の一部を改正し、併せて字句の整理を行うものでございます。

改正の対象となるのは、加美町長、町議会議員等の職にあったものの礼遇に関する条例のほか、4 つの条例となります。なお、議案資料として、新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしく御審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 48 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 48 号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 49 号 加美町行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

○議長（早坂忠幸君） 日程第 7、議案第 49 号加美町行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 49 号加美町行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件につきましては令和 7 年度の行政組織改編により各種委員会や審議会等における庶務を担当する部署等に変更が生じることから関連条例の改正を行うものであります。関連する条例は加美町社会福祉委員会条例のほか 3 つの条例となります。なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので参考にさせていただきたいと思います。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 49 号加美町行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号加美町行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 50 号 加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第 8、議案第 50 号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 50 号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は令和 6 年 8 月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充に基づき、育児や介護を理由とした離職を防止する観点から条例の一部を改正するものです。主な内容は時間外勤務の免除対象となるこの範囲の拡大や仕事と介護の両立を支援する勤務環境を整備するための改正となっております。

議案資料として新旧対象表を添付しておりますので参考にさせていただきたいと思います。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 50 号加美町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 50 号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 51 号 加美町特別職給料等審議会条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第 9、議案第 51 号加美町特別職給料等審議会条例の一部改正についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 51 号加美町特別職給料等審議会条例の一部改正についてご説明申し上げます。

令和 7 年度において、常勤の特別職の給料及び各種行政委員の報酬の見直しを予定しておりますが、現行の規定では、審議会における審議対象が議員の報酬、町長及び副町長の給料に限定されています。本案件は、審議会の所掌事項に教育長の給料及び各種行政委員の報酬を追加するため、条例の一部を改正するものです。

また、題名を加美町特別職報酬等審議会条例に改める内容となっております。なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしく、御審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 51 号加美町特別職給料等審議会条例の一部改正についての採決を行います。お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号加美町特別職給料等審議会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 52 号 加美町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

日程第 11 議案第 53 号 加美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） お諮りいたします。

日程第 10、議案第 52 号加美町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第 11、議案第 53 号加美町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業

等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上2件は関連がありますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第52号加美町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び日程第11、議案第53号加美町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、一括議題とすることに決定いたしました。本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第52号加美町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第53号加美町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これら2件はいずれも関連しますので、一括してご説明申し上げます。

本案件は、国の基準である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに、特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、関連条例について所要の改正を行うものです。

国基準において、連携施設の役割として定められている保育内容の支援や代替保育の実施について、条件を緩和する改正が行われるため、同様に改正を行います。

また、連携協力を行う施設の確保に関する経過措置の期限について、今回、国が令和12年3月末まで延長することに伴い、本条例も改正を行う内容となっております。

なお、議案資料として、新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしく御審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号加美町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号加美町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号加美町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号加美町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 54 号 加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置
事業との調和に関する条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第 12、議案第 54 号加美町自然環境等々再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 54 号加美町自然環境等再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

近年の再生可能エネルギーの導入拡大に伴い安全面・防災面・景観や環境への影響が生じていることがあり、地域の懸念が顕在化しております。この状況を鑑みて本町における再生可能エネルギー発電設備設置事業の懸念に対応し、町民の生命と財産を守る必要があることから、災害の危険性が高い区域の規制を強化するなど、発電事業の適正な導入を図るため、条例の一部改正を行うものです。なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。よろしく御審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

4 番、味上庄一郎君。

○4 番（味上庄一郎君） 今回の改正ですが、2 月の定例会の時の一般質問で、法令根拠条例ということで質問させていただいたときに、そこまでは必要ないのではないかという答弁をいただいております。しかしながら、今回しっかりと禁止区域については法令根拠が明示され

ております。パブリックコメントなどそういったところのような協議がなされて、今回の改正に至ったか、この点について伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 地球温暖化対策室長。

○地球温暖化対策室長（早坂 卓君） 地球温暖化対策室長です。

ご質問の内容についてですけれども、先ほど全員協議会においてもご説明いたしましたが、今回、パブリックコメントを募集したところ、29 名の方から 104 件の意見をいただきました。

先ほども申しましたのですが、町民の再エネに対する関心の高さが伺われたものだと思っております。

今回 9 条の第 1 項に関しましては 27 件ほどのご意見がございまして、町として無視はできないだろうというようなことで、今回規則からこちらの方に条例に定めさせていただいたというような経緯がございますのでよろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4 番（味上庄一郎君） ありがとうございます。町長に確認したいのですが、再エネ自体に反対するものではないと。私たちもそうなんですけれども、今回の改正によって、この加美町の自然、山、そういったものが適地ではないと、加美町ではないという明確な意思を示したというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 先ほども述べさせていただきましたけれども、再生エネルギーの事業拡大に伴いまして国内においてもさまざまな問題が生じております。こういう意味におきましては以前、私もですね、国の担当の方と話したときにきちんとしたルールというものが国が追いついていないのも一つの原因ですといったような、これは指針ではありますけれども、コメントもいただいております。

ですので、今回再生エネルギー事業というものを正しく導入されるべきでありまして、当然加美町が守るべき景観または安全といったようなことを第一に考えて、ある意味今考えられるルールを改めて導入させていただいたといった次第です。

これもですね、じゃあ加美町の全てが設置区域として不適切かといったらこれはまたそういうことではなくですね、きちんとした適正なところにしっかりとルールを作ったといったような解釈をしていただければ私の本意かと思います。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 8 番 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君）　今、再生可能エネルギーの適地ではないということについてはそうではないという町長の発言があったので、適切なところに適切なやり方でやる必要があるだろうというお話を今伺ったところなんです、先ほどもお話したように太陽光の林地開発の違反事件が多発しているという新聞報道がありました。東北では太陽光発電の開発が福島に次いで宮城は2番目になっているようです。それで加美町ではそういった違反にあたるような心配を抱かせるような開発はないのかどうかちょっとお伺いしたいと思います、まず1点、それについてそういった例はないのかどうか過剰伐採とか見受けられるような異常開発はないのかどうかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君）　地球温暖化対策室長。

○地球温暖化対策室長（早坂　卓君）　地球温暖化対策室長です。

加美町で違反またルールを無視した開発はないのかということでございますけれども、この条例ができてからいろいろ町との協議を経て設置されておりまして、それに関しましては特段大きな伐採というのは見受けられはしないんですけれども、伐採して設置するところに関しましてはきちんと許可を経て設置されておりますので、特段問題はないのかと思っております。

○議長（早坂忠幸君）　伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君）　2点目ですが、加美町の最近の状況なんです、森林伐採がとても目立っているように私自身は感じています。今回、選挙期間に回って歩いて、特にその感を強くしました。あの森林伐採の状況について、やっぱり私有林なんだろうと思うんですが、伐採している年間の量、3年ほど前でしたでしょうか、加美町は年間100ヘクタールくらい伐採されているというふうな例があったかと思うんですが、その状況について今どんな状況なのかという点と、それから私有林について伐採した後、植林をするというふうな勧奨とか勧告とかそういったことは町としては行っているのかどうかお願いします。

○議長（早坂忠幸君）　森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（後藤　勉君）　森林整備対策室長でございます。

ただいまの質問ですね、伐採の最近の状況ということでございますが、本町におきましてその森林の私有林の伐期の時期が迎えた時期にあたりまして、その適した時期に応じて伐採をしているというようなことがありますので、そういった申請があったものについては自ずとそういった申請を受け付けて伐採の状況を受け付けて実施させているというような状況でございます。また、面積についてですが、今日その面積については持ち合わせていなかったのでもよろしいでしょうか。

○議長（早坂忠幸君）　伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 植林について、町ではどんな指導というか勧奨とかしているのかどうか植林についてお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（後藤 勉君） 森林整備対策施設長でございます。

その私有林に対しての指導というようなことでございますが、やはり一番は誤伐のないようにその面積を囲いの範囲をちゃんと定めた状態で申請が上がっているものかと、あとはそういった今後植林の計画というのをどのように考えているのかというのを審査した上で、許可を出しているような状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 1点だけ伺います。第9条の禁止区域をですね、「規則で定めるところにより」というのをきちんと条例化するという事で、27名の方のパブリックコメントをいただいて今度改正しました。それでさらに（5）ですか、急傾斜地崩壊関係も加えたということで、これによって禁止区域がどのぐらいになったか面積といいますか、範囲その辺把握している範囲で結構ですので教えていただければ。

○議長（早坂忠幸君） 地球温暖化対策室長。

○地球温暖化対策室長（早坂 卓君） 地球温暖化対策室長地球温暖化対策室長です。

申し訳ございません。面積についてはこちらの方では把握はしてございません。ただ、地図上ですね、県のホームページ等で色塗りされたものがございまして、かなりの面積が、保安林が一番多いかとは思いますが、そういったところが規制に加わるというような形になると思います。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他ございませんか。10番三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 今回の改正はですね、良しとするものですが、現在太陽光なんかだと配線の盗難というものが非常に多く発生している。これはやっぱりそういうことが発生した場合に町の損害にはならないんでしょうけれども、やっぱり事業者はこの盗難に対する防止というものの義務付けというものも、多少これに今後ですね考えていく必要があると思うんですけど、どうでしょう。

○議長（早坂忠幸君） 地球温暖化対策室長。

○地球温暖化対策室長（早坂 卓君） 地球温暖化対策室長です。

議員おっしゃる通り最近全国各地で配線の盗難というような問題が起きているようでございます。加美町の方でも一部新聞報道で被害に遭われたというようなケースもございました。そ

ういったことに関しましてはですね、事業者自らそういったところに対応していただく必要があるかと思います。町としましてはですね、せっかく発電の許可をいただき設置したものがですね、発電できなくなるというのは残念な結果になるかと思うので、そういったところもですね、協議があった場合にはどういった対策を取るのかというようなところも今後伺う必要があるのかなというふうに思っています。そういったところで町としては特段その件に関しましてルールとは設ける考えはないんですけれども、事業者に徹底していただく対応していただくというような考えでございますのでよろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。2番、佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） はい、2番佐々木です。

条例改正、これはいたしかたないのかなというふうに正直思っています。ただ、先ほど関係法令、砂防法とか森林法とか当然あれは大きな事業をする際には国の許可を受けるために当然関係法令が確か20いくつぐらいの関係法令をクリアしなければこれはいけないと、それは当然上位法ですからそういう法律をクリアしてくれば、町としても当然これは認めていかなければならないのかなというふうに思いますが、最終的にやっぱり話し合い、きちっとした協議を持っていただくことが一番なのかな、条例では今回はいいと思います。

それで地球温暖化とか我々原発で地震の時にあれほど相当な痛手を負ってしまった、そして再生エネルギー、風力または太陽光ということで非常に懸念事項とか心配事とかいっぱいあったものですから、どうもその辺がぎくしゃくになってきて、正直私一番残念なのは、こういう風力が入ってきてから町民が反対賛成ということで行き来をしなくなった、会話すらなくなったということも聞いています。これは行き過ぎたやっぱり事業者の問題もあるんでしょう、説明不足もあるんでしょう、ただこの町がこういったことでやっぱり町民の福祉向上、これは財源も含みます、当然財源も含みますから、その辺をいたずらにというよりも鎖国、こういったことで鎖国状態にしないで欲しいというふうに思います。

今回の関係条例は禁止区域が随分増えました。その保安林とて相当な面積があるんですが、聞くところによるとうちでは保安林にしてもらったおかげで税金かがなくなったんだ山にというふうなことも聞いています。その辺の保安林でもやっぱり色をきちっとここは絶対に水源涵養地でもあるし、これは絶対だめだよというふうな場所と、これはそこまでいかないのかなというふうなところまで色分けしているのかどうかその辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 地球温暖化対策室長。

○地球温暖化対策室長（早坂 卓君） 地球温暖化対策室長です。

今、議員おっしゃられた保安林の色分けでございますけれども、保安林にはいろんな目的があつて保安林に指定されているものというふうに理解しております。土砂災害だったり水源の涵養だったりそういったところもございますけれども、今回この条例についてはその色分けは特段してございませんで、保安林の網にかかっている部分はこの条例にかかりますよというふうにしてございます。

今回、保安林のこちらの方に入れさせていただいておりますが、まだ今町の方で計画されている事業者については調査中というところで、どこに立つかもまだ示されておられません。ならば、この条例に基づいて禁止区域以外にというふうに考えているところでございます。

事業者の方もですね、あえて危険な区域に設置するというようなことは考えてはいないというふうに伺っております。一番かかるのは保安林かなというふうには思いますけれども、その関係についてもいろんな手続き等を取られることと思いますが、まずは町としまして、こういった禁止区域を設けさせていただいているということは事業者の方には説明の方はしたい思いますのでよろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 保安林という面積は相当の山の面積があります。私が山も好きなものですから山に行って山菜を採ったり、釣りに行ったりして、私も非常に山川が好きな人間ですからこれは絶対荒らされてほしくないなというところもあります。

町にお願いしたいのは先ほどお話ししたように保安林というのは税金対策で保安林にしてくれというふうなところの個人の所有の山もたくさんあるんですね。その辺の安全でも保安林にしている、誰が行ってもここだったら大丈夫じゃねえのというふうに思うような土地でさえも、山でさえも、保安林にすれば税金かからないということで、私の知っている人も何人かいらっしゃいます。その辺の色分けというかその辺の確認だけはやっぱり町でしておくべきなのかなというふうに思います。

やはり抑制区域、そして禁止区域というふうに私は2つに分けるべきかなというふうには思っています。それでその辺なんですけど、あとはですね、正直こういった条例を作っても、全く国有林の方を目的に進めている事業に関しては何ら網掛けはないんですよ。私が一番正直、風力賛成になっているふうに進めている推進派というふうに思われていますが、東に奥羽山脈に100基も作るのには私はないこれはよろしくないという風に思っています。その辺をですね、今後きちっと対応する時に色分けをするということでもないんですが、国有林に限ってはどうしようもないですよ。できればそちらの方を私は反対に進めてほしいと思っているんですね。

こんな意見で言いたいのは、今回の条例は私はいたしかたないだろうというふうに思います。ただ保安林に限っては全面禁止区域ということではなくて、やっぱり抑制区域と禁止区域というふうに分けて、あとは町できちっとその際は協議をする、きちっと真摯にお話し合いをして進めていくと。これが筋だと思います。意見です。

○議長（早坂忠幸君） 答弁はよろしいですか。その他ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第 54 号加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 54 号加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部改正については原案の通り可決されました。

日程第 13 議案第 55 号 加美郡介護認定審査会の共同設置に関する規約の変更
について

日程第 14 議案第 56 号 加美郡障害支援区分認定審査会の共同設置に関する規約
の変更について

○議長（早坂忠幸君） お諮りします。

日程第13、議案第55号加美郡介護認定審査会の共同設置に関する規約の変更について、日程第14、議案第56号加美郡障害支援区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更について、以上2件は関連がありますので会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第13、議案第55号加美郡介護認定審査会の共同設置に関する規約の変更について、及び日程第14、議案第56号加美郡障害支援区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更については一括議題とすることに決定いたしました。本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 55 号加美郡介護認定審査会の共同設置に関する規約の変更について、議案第 56 号加美郡障害支援区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更について、これら 2 件はいずれも関連しますので、一括してご説明申し上げます。

本案件は 色麻町と共同設置している加美郡介護認定審査会並びに加美郡障害支援区分認定審査会の共同設置に関する規約において、執務場所については 加美町保健福祉課内に置く規定を設けています。今般 令和 7 年度行政組織改編において、執務の場所が高齢障害福祉課に変わることから規約の変更を行うものであります。機関等の共同設置に関する規約の変更については地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定により関係する地方公共団体の協議により定めることとされており、同条第 3 項で準用する同法第 252 条の 2 第 3 項の規定により、協議にあたり議会の議決を求めるものです。

なお、議案資料として 新旧対照表を添付しておりますので参考にさせていただきたいと思います。

よろしくご審議の上 ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 55 号加美郡介護認定審査会の共同設置に関する規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 55 号加美郡介護認定審査会の共同設置に関する規約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号加美郡障害支援区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号加美郡障害支援区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 57 号 加美町総合計画基本構想及び基本計画の策定について

○議長（早坂忠幸君） 日程第 15 号、議案第 57 号加美町総合計画基本計画構想及び基本計画の策定についてを議題といたします本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 57 号 加美町総合計画基本構想及び基本計画の策定についてご説明申し上げます。

総合計画の策定につきましては平成 26 年度に策定しました第 2 次加美町総合計画の計画期間が令和 6 年度で終了することから、本町において展開していく各種施策や事業計画の総合的な指針とするため、第 3 次加美町総合計画の策定を進めてまいりました。

本計画の策定は令和 6 年 3 月から加美町総合計画審議会に始まり、町民アンケート調査や計画素案に対するパブリックコメントによる住民の意見、総合計画審議会委員からの意見等を踏まえ、町内においても所属長による策定委員会や課長補佐以下の職員によるワーキンググループにて議論を重ねて、基本構想及び基本計画の検討をしてきました。議会の皆様にもこれまで 2 回全員協議会において策定の経緯等についてご説明させていただいております。

今後の新しい加美町を彩る「和と美」のまちづくりを進めていく指針となる計画内容となっており、総合計画審議会において、令和 7 年 3 月 13 日に計画内容は妥当であることの答申をいただいております。なお期間計画は令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間とするものです。

よろしく御審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、第 57 号加美町総合計画基本計画構想及び基本計画の策定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 57 号加美町総合計画基本計画構想及び基本計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 58 号 新町建設計画の変更について

○議長（早坂忠幸君） 日程第 16、議案第 58 号新町建設計画の変更についてを議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 58 号、新町建設計画の変更について御説明申し上げます。

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律の規定により、中新田町・小野田町・宮崎町合併協議会が、平成 14 年 12 月に策定し、新町の建設の基本方針や根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合・整備に関する事項及び財政計画を定めたもので、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年間を計画期間としております。その後、平成 23 年度、平成 25 年度及び平成 31 年度に計画期間の変更を行い、現在の計画期間は平成 15 年度から令和 6 年度までの 22 年間となっております。

今回の変更内容につきましては、計画の期間を合併特例債の発行期限である令和 10 年度までの 4 年間に延長することと、第 3 次加美町総合計画の基本構想及び基本計画に合わせて、施策体系や施策内容を修正しております。

また、これらの変更に合わせて財政計画等につきましても、時点修正をしたものであります。本計画の変更にあたり、市町村の合併に関する法律附則第 2 条第 2 項の規定により、なお、その効力を有することとされる第 5 条第 7 項及び第 8 項の規定により、宮城県との協議を得て議会の議決を得る必要があることから、新町建設計画の変更について、今回議会に提案を申し上げるものでございます。

よろしく御審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。4 番、味上庄一郎郎君。

○4 番（味上庄一郎郎君） 非常に細かいことですが、新旧対照表 5 ページをご覧ください。

改正案の中の無形民族文化財、改正前は火伏せの虎舞、改正後、中新田の虎舞。ぜひとも中新田火伏せのと入れていただかないと、どこの虎舞だかよくわからないと思いますので、非常に細かいことですが、修正をお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。承りました。以上です。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。討論なしと認めます。（「なし」の声あり）
これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 58 号新町建設計画の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号、新町建設計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 59 号 令和 6 年度加美町一般会計補正予算（第 14 号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第 17 号、議案第 59 号令和 6 年度加美町一般会計補正予算（第 14 号）を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 59 号令和 6 年度加美町一般会計補正予算第（14 号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入・歳出それぞれ 4 億 1,766 万 7,000 円を追加し、歳入・歳出それぞれ 147 億 8,254 万 8,000 円とする補正予算と、繰越明許費 11 件の設定を行うものであります。

歳入の主なものについては、地方消費税交付金 4,690 万円増、地方交付税として特別交付税 9,911 万 1,000 円増、国庫支出金として臨時道路除雪事業費補助金 900 万円増、繰入金として、財政調整基金繰入金 1 億 2,000 万円減などであります。

歳出の主なものについては、総務費でまちづくり推進基金積立金 1 億 3,712 万 7,000 円増、衛生費で予防接種委託料 1,750 万円減、農林水産業費で農業振興基金積立金 1 億 1166 万 6,000 円増、商工費でボルダリング施設指定管理委託料 304 万 2,000 円増、土木費で除排雪委託料 955 万 5,000 円増、教育費で教育文化振興基金積立金 8718 万 3,000 円増などのほか、職員人件費の組み替えを行い、予備費を増額するものであります。よろしく御審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
9 番、木村哲夫君。

○9 番（木村哲夫君） まず 1 点目は、31 ページのまちづくり推進基金、これから申し上げますのはほとんど基金なんです、それと、36 ページの産業振興基金、それと最後、40 ページの教育文化振興基金、この基金の内容、内訳をお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

今回、新たに設置した 3 つの基金につきましては、過半の廃止する基金を統合した形で、新たなまちづくりのために支出する基金ということで、ご説明させていただいているところです。
以上です。

○議長（早坂忠幸君） その他、ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 59 号令和 6 年度加美町一般会計補正予算（第 14 号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 59 号令和 6 年度加美町一般会計補正予算（第 14 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 60 号 令和 6 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 4 号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第 18、議案第 60 号令和 6 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 60 号令和 6 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、ご説明申し上げます。

今回、歳出の総額を補正前と同額の 28 億 90 万円とする補正予算であります。内容につきましては令和 5 年度国民健康保険災害臨時特別補助金の交付額確定に伴う返還金を追加し、予備費を同額減額するものでございます よろしく御審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第 60 号令和 6 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 60 号令和 6 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 61 号 令和 6 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 2 号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第 19、議案第 61 号令和 6 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 61 号令和 6 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

今回歳出の総額を補正前と同額の 3 億 2,803 万 7,000 円とする補正予算であります。

歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合納付金 110 万円増、諸支出金で保険料過誤納還付金 76 万 6,000 円減などのほか予備費を減額するものであります。

よろしく御審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 61 号令和 6 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 61 号令和 6 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 62 号 令和 6 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第 20、議案第 62 号令和 6 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 62 号令和 6 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）についてご説明申し上げます。

今回、歳出の総額を補正前と同額の 33 億 4,975 万 9,000 円とする補正予算であります。

歳出の主なものについては 保険給付費で居宅介護サービス等給付費 650 万円増、施設介護サービス等給付費 670 万円減などであります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 62 号 令和 6 年度 加美町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 62 号令和 6 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 63 号 令和 6 年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第 21、議案第 63 号、令和 6 年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第 63 号令和 6 年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、それぞれ 277 万円増額し、総額 5 億 3,700 万円とする補正予算であります。予定額に対する不足額及び不用額の精査を行い、収入につきましては、営業収益で 180 万円を増額、営業外収益で 97 万円を増額、支出につきま

しては、営業費用で 313 万円を増額し、予備費を 36 万円の減額するものでございます。よろしく御審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 63 号令和 6 年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 63 号、令和 6 年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に附議された案件の審議はすべて議了いたしました。

これで、令和 7 年加美町議会第 2 回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でした。

午後 0 時 12 分 閉会

上記会議の経過は、事務局長青木成義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 3 月 28 日

加美町議会議長 早坂 忠幸

署名議員 高橋 聡輔

署名議員 三浦 又英